

(資料1) 共済組合・互助組合 短期給付一覧表

共 済 組 合 の 給 付			
給付の種類	支 給 要 件	支 給 額	請 求 書 類
療 養 の 給 付	組合員が公務によらない傷病により療養を受けたとき	療養費の7割	請求不要(自動給付) 組合が医療機関へ支払 (現物給付)
保険外併用療養費	同上の場合で保険医療機関等から評価療養又は選定療養を受けたとき		
家族療養の給付 (被扶養者)	被扶養者が傷病により療養を受けたとき この場合で保険医療機関等から評価療養又は選定療養を受けたとき	7割 6歳に達する日以後の最初の3月31日までの場合は8割 70歳以上は原則として8割	
療 養 費 (療 養 費) (治療用装具の購入費用) (生 鮮 血 代) (柔道整復師の施術料) (あん摩, マッサージ, はり, きゅうの施術料)	組合員が公務によらない傷病によりやむを得ない事情等で療養の給付又は保険外併用療養費を受けることができないとき やむを得ない事情により組合員証を使用しないで療養を受けたとき 医師が必要と認めた場合の治療用装具を購入したとき 医師が必要と認めた場合の弾性着衣等を購入したとき 小児弱視等の治療用眼鏡等を購入したとき 輸血用生鮮血を使用したとき 柔道整復師の施術を受けたとき 医師の同意によりあん摩, マッサージ指圧師, はり師, きゅう師の施術を受けたとき	健康保険法等の基準により組合が算定した費用の7割	療養費・家族療養費 請求書 〔添付書類〕 診療報酬領収済明細書 医師の同意書, 装具装着証明書, 領収書 弾性着衣等の装着指示書, 領収書 作成指示書の写し, 領収書 医師の輸血証明書, 領収書 柔道整復師会を經由して請求 医師の同意書 施術証明書, 領収書
家 族 療 養 費	被扶養者が傷病によりやむを得ない事情等で家族療養の給付を受けることができないとき 組合員の療養費の場合に同じ	健康保険法等の基準により組合が算定した費用の7割 6歳に達する日以後の最初の3月31日までの場合は8割 70歳以上は原則として8割	
訪問看護療養費	組合員が公務によらない傷病により指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けた場合で組合が必要と認めたとき	算定した費用の額の7割	請求不要(自動給付) 組合が指定訪問看護事業者へ支払(現物支給)

互 助 組 合 の 給 付			
給付の種類	支 給 要 件	支 給 額	請 求 書 類
療 養 補 助 金	会員又は扶養家族が傷病により療養を受けたとき	共済組合が給付しない自己負担の療養費相当額 (20,000円と100円未満の額)から2,500円控除した額	請求不要(自動給付) 共済へ給付を請求する場合は療養補助金請求書(共済と併記請求) 準会員及びその扶養家族の場合は療養補助金請求書

共 済 組 合 の 給 付																		
給付の種類	支 給 要 件	支 給 額	請 求 書 類															
家族訪問看護療養費	被扶養者が指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けた場合で組合が必要と認めたとき	算定した費用の額の7割 6歳に達する以後の最初の3月31日までの場合は8割 70歳以上は原則として8割																
高額療養費	<p>療養に係る自己負担額の内、下表の区分毎に示された自己負担限度額を超える部分の額を高額療養費として支給する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">70歳以上</th> <th rowspan="2">世帯全体 (C)</th> </tr> <tr> <th>個人単位 (外来のみ:A)</th> <th>世帯単位 (入院含む:B)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">一定以上所得者</td> <td rowspan="2">44,400円</td> <td rowspan="2">80,100円+1% (44,400円)</td> <td>上位所得者 150,000円+1% (83,400円)</td> </tr> <tr> <td>一般 80,100円+1% (44,400円)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">一般</td> <td rowspan="2">24,600円</td> <td rowspan="2">62,100円 (44,400円)</td> <td>上位所得者 150,000円+1% (83,400円)</td> </tr> <tr> <td>一般 80,100円+1% (44,400円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1 70歳以上の一定以上所得者とは給料月額が224,000円以上の組合員及びその被扶養者で、次の収入要件を満たす者 収入要件 1.70歳以上である被扶養者がいる場合は、その被扶養者の収入も含めて520万円以上 2.70歳以上である被扶養者がいない場合は、383万円以上</p> <p>注2 上位所得者とは給料月額が424,000円(公務員以外は530,000円)以上の組合員(被保険者)及びその被扶養者</p> <p>注3 この表における世帯の範囲は、組合員(被保険者)とその被扶養者である</p> <p>注4 世帯単位中の「+1%」は、医療費が267,000円を超えた場合、超過額の1%を追加負担 世帯全体中の「+1%」は、医療費が一般267,000円、上位所得者500,000円を超えた場合、超過額の1%を追加負担</p> <p>注5 ()は年4月以上該当した場合の4月目以降の額</p> <p>以下の流れで高額療養費を算定する。</p> <p>70歳以上の者の外来自己負担のみを被保険者、被扶養者ごとに個人単位で合算し、Aの限度額を適用する。限度額を超える部分が高額療養費として支給される。</p> <p>70歳以上の被保険者、被扶養者の入院分の自己負担と、外来分の自己負担()で支給される高額療養費の額を控除)を世帯単位で合算し、Bの限度額を適用する。限度額を超える部分が高額療養費として支給される。</p> <p>70歳未満の被保険者、被扶養者の自己負担(自己負担が合算対象基準額である21,000円を超えるレセプト(診療明細書のこと、1医療機関ごとに月単位で発行される)のみ)と70歳以上の被保険者、被扶養者の自己負担</p>	区分	70歳以上		世帯全体 (C)	個人単位 (外来のみ:A)	世帯単位 (入院含む:B)	一定以上所得者	44,400円	80,100円+1% (44,400円)	上位所得者 150,000円+1% (83,400円)	一般 80,100円+1% (44,400円)	一般	24,600円	62,100円 (44,400円)	上位所得者 150,000円+1% (83,400円)	一般 80,100円+1% (44,400円)	<p>請求不要 (自動給付)</p> <p>限度額認定証を使用した場合、特定疾病の場合は、組合が医療機関へ支払(現物給付)</p> <p>療養費、家族療養費を請求する場合は併記請求</p>
区分	70歳以上		世帯全体 (C)															
	個人単位 (外来のみ:A)	世帯単位 (入院含む:B)																
一定以上所得者	44,400円	80,100円+1% (44,400円)	上位所得者 150,000円+1% (83,400円)															
			一般 80,100円+1% (44,400円)															
一般	24,600円	62,100円 (44,400円)	上位所得者 150,000円+1% (83,400円)															
			一般 80,100円+1% (44,400円)															

互 助 組 合 の 給 付			
給付の種類	支 給 要 件	支 給 額	請 求 書 類

共 済 組 合 の 給 付															
給付の種類	支 給 要 件	支 給 額	請 求 書 類												
高 額 療 養 費	<p>(で支給される高額療養費の額を控除)を世帯で合算して、Cの限度額を適用し、限度額を超える部分が高額療養費として支給される。</p> <p>高額療養費の総額は、 , , , それぞれで支給される高額療養費を合わせた額となる。</p> <p>なお、70歳以上の者の外来での自己負担限度額を超える額は、医療機関の窓口負担を本人が行った上で、後日、共済組合から高額療養費として組合員に給付する。70歳以上の者の入院では、本人は自己負担限度額まで窓口で支払えばよく、限度額を超える部分の額は共済組合が支払基金を通じて医療機関に支払う。</p> <p>また、高額長期疾病等の特定疾病において自己負担が10,000円(人工透析患者で上位所得者については、20,000円)を超える場合には、超える部分について高額療養費が支給される。</p>														
高額介護合算療養費	<p>医療保険、介護保険の「自己負担額」の合算額が著しく高額になる場合に、医療保険上の世帯を単位とし、計算期間(8月1日から翌年7月31日まで)の末日「基準日」にその世帯に属する者に関し、費用負担者である組合員等の当該計算期間に負担した自己負担額の合算額が、「介護合算算定基準額」に「支給基準額」を加えた額を超える場合に、それぞれの保険者から按分して支給する。</p> <p>* 高額介護合算療養費の支給総額 = 世帯負担総額 - 介護合算算定基準額</p> <p>介護合算算定基準額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>所得区分</th> <th>70歳以上</th> <th>所得区分</th> <th>70歳未満</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td>62万円(注)</td> <td>一般</td> <td>67万円</td> </tr> <tr> <td>現役並み所得者</td> <td>67万円</td> <td>上位所得者</td> <td>126万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)平成22年8月から平成23年7月の計算期間については56万円</p>	所得区分	70歳以上	所得区分	70歳未満	一般	62万円(注)	一般	67万円	現役並み所得者	67万円	上位所得者	126万円		<p>高額介護合算療養費支給申請書〔添付書類〕</p> <p>介護サービス及び他の医療保険制度に係る負担額証明書等</p>
所得区分	70歳以上	所得区分	70歳未満												
一般	62万円(注)	一般	67万円												
現役並み所得者	67万円	上位所得者	126万円												

互 助 組 合 の 給 付			
給付の種類	支 給 要 件	支 給 額	請 求 書 類

共 済 組 合 の 給 付											
給付の種類	支 給 要 件	支 給 額	請 求 書 類								
一部負担金 払戻金	<p>組合員または被扶養者が療養を受け、同一の医療機関での1ヵ月の窓口負担が一定の限度額を超えたとき、その超えた額（高額療養費の支給がある場合は、当該高額療養費を控除した額）を支給する。</p> <p>一定の限度額 レセプトが1件の場合 20,000円 レセプト2件以上で、その自己負担額を合算して高額療養費が支給される場合 40,000円</p> <p>ただし、高齢受給者の受けた療養が含まれる場合の給付には、合算対象一部負担金（定率自己負担額）の額により次のとおり例外的な取扱いがある。</p> <p>若人と高齢受給者のレセプトを合算する場合 若人 : 70歳未満の者 高齢受給者 : 70歳以上75歳未満の者</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>合算対象一部負担金等の組合せ</th> <th>支 給 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>若人の療養に係る2万1千円（合算対象基準額が2万1千円のため）超のものが1件と高齢受給者の療養に係る2万円以下のものが1件以上の場合</td> <td>合算対象一部負担金（定率自己負担額）の合計額 - 高額療養費 - （2万円 + 高齢受給者の療養に係る2万円以下のものの合計額（4万円限度））が支給される。</td> </tr> </tbody> </table> <p>高齢受給者 < 入院 + 外来高額療養費控除後のなお残る自己負担額 > 及び高齢受給者 外来 の場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>合算対象一部負担金等の組合せ</th> <th>支 給 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2万円超のものが1件と2万円以下のものが1件以上の場合</td> <td>同 上</td> </tr> </tbody> </table>	合算対象一部負担金等の組合せ	支 給 額	若人の療養に係る2万1千円（合算対象基準額が2万1千円のため）超のものが1件と高齢受給者の療養に係る2万円以下のものが1件以上の場合	合算対象一部負担金（定率自己負担額）の合計額 - 高額療養費 - （2万円 + 高齢受給者の療養に係る2万円以下のものの合計額（4万円限度））が支給される。	合算対象一部負担金等の組合せ	支 給 額	2万円超のものが1件と2万円以下のものが1件以上の場合	同 上		<p>請求不要 （自動給付）</p> <p>療養費、家族療養費請求の場合は併記請求</p>
合算対象一部負担金等の組合せ	支 給 額										
若人の療養に係る2万1千円（合算対象基準額が2万1千円のため）超のものが1件と高齢受給者の療養に係る2万円以下のものが1件以上の場合	合算対象一部負担金（定率自己負担額）の合計額 - 高額療養費 - （2万円 + 高齢受給者の療養に係る2万円以下のものの合計額（4万円限度））が支給される。										
合算対象一部負担金等の組合せ	支 給 額										
2万円超のものが1件と2万円以下のものが1件以上の場合	同 上										

互 助 組 合 の 給 付			
給付の種類	支 給 要 件	支 給 額	請 求 書 類

共 済 組 合 の 給 付			
給付の種類	支 給 要 件	支 給 額	請 求 書 類
家族訪問看護療養費附加金	家族訪問看護療養費が支給される時	自己負担額 - 20,000円 (100円未満切捨)	請求不要(自動給付)
移送費	組合員が療養の給付を受けるため医療機関に移送された場合で組合が必要と認めたとき	別途算定した額	移送費・家族移送費請求書 〔添付書類〕 領収書等
家族移送費	被扶養者が家族療養の給付を受けるため医療機関に移送された場合で組合が必要と認めたとき		
入院時食事療養費	組合員及び被扶養者が療養の給付と併せて食事療養を受けたとき	食事療養について算定した費用の額 - 食事療養標準負担額 (一般1食260円)	請求不要(自動給付) 組合が医療機関へ支払い(現物給付)
入院時生活療養費	療養病床に入院する65歳以上の者が生活療養を受けたとき	生活療養について算定した費用の額 - 生活療養標準負担額 〔一般 食費1食460円 居住費1日320円〕	請求不要(自動給付) 組合が医療機関へ支払い(現物給付)
入院附加金	組合員が公務によらないで傷病により引き続き5日以上入院したとき	1日につき500円	請求不要(自動給付)
出産費	組合員が出産したとき	390,000円 (産科医療補償制度対象出産の場合30,000円加算)	出産費・同附加金、配偶者出産費・同附加金請求書 〔添付書類〕 直接支払制度に関する合意書 産科医療補償適用分は所定の印の押された領収書等 * 直接支払制度を利用した場合医療機関等交付の明細書 直接支払制度に関する合意書 多胎児出産の場合産児ごとに1回の出産があったものとして支給
出産費附加金	出産費が支給される時	50,000円	
家族出産費	被扶養者が出産したとき	390,000円 (産科医療補償制度対象出産の場合30,000円加算)	
家族出産費附加金	家族出産費が支給される時	50,000円	

互 助 組 合 の 給 付			
給付の種類	支 給 要 件	支 給 額	請 求 書 類

共 済 組 合 の 給 付			
給付の種類	支 給 要 件	支 給 額	請 求 書 類
埋 葬 料	組合員が公務によらないで死亡したとき * 被扶養者であった者以外の者が埋葬を行った場合	50,000円 * 埋葬費用相当額 (上記額限度)	埋葬料・同附加金, 家族埋葬料・同附加金請求書 〔添付書類〕 埋火葬許可証の写 * 埋葬費用の領収書
埋 葬 料 附 加 金	埋葬料が支給される時	25,000円	
家 族 埋 葬 料	被扶養者が死亡したとき	50,000円	
家族埋葬料附加金	家族埋葬料が支給される時	25,000円	
傷 病 手 当 金	組合員が公務によらない傷病により欠勤し, 給料の全部又は一部が支給されないとき	給料日額の3分の2 × 1.25 1年6月(結核3年)限度	傷病手当金・同附加金請求書 〔添付書類〕 意見書 出勤簿の写 年金受給者の場合は年金証書の写 健康保険等の被保険者でないことがわかるもの
傷病手当金附加金	傷病手当金の支給期間満了後, なお引き続き勤務に服することができないとき	給料日額の3分の2 × 1.25 6か月限度	
出 産 手 当 金	組合員が出産により欠勤し, 給料の全部又は一部が支給されないとき	給料日額の3分の2 × 1.25 出産日以前42日(多胎妊娠の場合98日)から出産の日後56日	出産手当金請求書 〔添付書類〕 出勤簿の写
休 業 手 当 金	組合員が被扶養者及び被扶養者でない配偶者, 子, 父母等の病気の看護などにより欠勤し, 給料の全部又は一部が支給されないとき	給料日額の60%	休業手当金請求書 〔添付書類〕 出勤簿の写 欠勤届の写

互 助 組 合 の 給 付			
給付の種類	支 給 要 件	支 給 額	請 求 書 類
死 亡 弔 慰 金	会員が死亡したとき 会員の配偶者が死亡したとき 会員の扶養家族が死亡したとき 会員の子女又は父母が死亡したとき	500,000円 100,000円 20,000円 20,000円	死亡弔慰金・遺児育英資金請求書〔添付書類〕 埋火葬許可証の写 (共済と併記請求の場合は不要) 死亡者又は遺児が扶養家族でない場合は戸籍抄本 扶養家族でない遺族が請求する場合は戸籍抄本
遺 児 育 英 資 金	会員が死亡した時,18歳未満の子女(18歳に達した日以降における最初の3月31日までの間にある者を含む)がいる場合	該当子女1人につき 100,000円	
死 亡 弔 慰 供 物 料	会員が死亡したとき	10,000円に消費税を加えた額以内の花輪又はこれに相当する供物	死亡弔慰供物料請求書

共 済 組 合 の 給 付			
給付の種類	支 給 要 件	支 給 額	請 求 書 類
育児休業手当金	組合員が育児休業により勤務に服さなかったとき	給料日額（上限あり）の40%（暫定期間は50%）×1.25×休業日数	育児休業手当金請求書 育児休業手当金休業実績等証明書 育児休業手当金変更請求書
		*平成22年3月31日以前に育児休業を開始した者については77,78頁参照	同左
介護休業手当金	組合員が介護休暇により勤務に服さなかったとき	給料日額（上限あり）の40%×1.25×休業日数 3か月限度	介護休業手当金（共済）・介護助成金（互助）請求書
甲 慰 金	組合員が水震火災その他の非常災害により死亡したとき	給料の1か月分 ×1.25	甲慰金・家族甲慰金請求書 〔添付書類〕 戸籍謄本等
家 族 甲 慰 金	被扶養者が水震火災その他の非常災害により死亡したとき	給料の0.7か月分 ×1.25	
災 害 見 舞 金	組合員が水震火災その他の非常災害により住宅又は家財に一定の損害を受けたとき ○住宅及び家財の全部が焼失又は滅失したとき ○住宅及び家財の2分の1以上（住宅又は家財の全部）が焼失又は滅失したとき ○住宅及び家財の3分の1以上（住宅又は家財の2分の1以上）が焼失又は滅失したとき 床上120cm以上の浸水 ○住宅又は家財の3分の1以上が焼失又は滅失したとき 床上30cm以上の浸水	給料の3か月分 ×1.25	災害見舞金・同附加金請求書 〔添付書類〕 り災状況報告書 家財損害状況報告書 住居平面図，写真等
		給料の2か月分 ×1.25	
		給料の1か月分 ×1.25	
		給料の0.5か月分 ×1.25	
災害見舞金附加金	住宅又は家財の5分の1以上が焼失又は滅失したとき 床上以上の浸水 災害見舞金が支給されるとき	給料の0.5か月分 ×1.25 災害見舞金の額の60%	
災 害 見 舞	災害救助法が発動された地域内で被害を受け、短期給付の災害見舞金（附加金を含む）の支給を受ける者 災害救助法が発動された地域外で、災害救助法が発動された事由と同一の事由で非常災害を受け、かつ、短期給付の災害見舞金（附加金を含む）の支給を受ける者	30,000円	請求不要（自動給付）

互 助 組 合 の 給 付			
給付の種類	支 給 要 件	支 給 額	請 求 書 類
介 護 助 成 金	会員が介護休暇を取得し、給料が減額されたとき	{ 給料日額(上限あり) × 50/100(介護休業手当金の支給対象とならない日のみ) + 共済組合掛金日割り相当額 + 互助組合掛金日割り相当額 } × 休暇日数(最初に休暇を受けた日から3か月が限度)	介護休業手当金(共済)・介護助成金(互助)請求書
災 害 見 舞 金	会員が水震火災などの不可抗力により住居又は家財などに5分の1以上の損害を受けたとき 住宅及び家財の全部が焼失又は滅失したとき 住宅又は家財の全部が焼失又は滅失したとき 住宅又は家財の2分の1以上が焼失又は滅失したとき 住宅又は家財の3分の1以上が焼失又は滅失したとき 住宅又は家財の5分の1以上が焼失又は滅失したとき	250,000円 150,000円 80,000円 40,000円 20,000円	災害見舞金請求書〔添付書類〕 災状況報告書 家財損害状況報告書 住宅平面図、写真等 共済と併記請求する場合は添付書類不要

互 助 組 合 の 給 付																																							
給付の種類	支 給 要 件	支 給 額	請 求 書 類																																				
結 婚 祝 金	会員が結婚したとき 会員期間中 1 回限り	20,000円	結婚祝金請求書 〔添付書類〕 戸籍抄本 共済と併記請求する場合は不要																																				
退 会 金	<p>平成18年3月31日までの会員期間が1年以上の者が法人の会員たる資格を喪失（以下「退会」という。）したときは退会金として、平成18年3月31日までの会員期間に応じ支給額欄に掲げる金額を支給する。</p> <p>ただし、退会により退会給付金の給付対象となった会員期間（「前回までの会員期間」という。）を有する会員が再び退会したときは、前回までの会員期間による会員期間を合算した会員期間に応じ支給額欄に掲げる金額から、前回までの会員期間に応じ支給額欄に掲げる金額を控除した額を退会金として支給する。</p> <p>なお、会員が死亡したときは、その遺族に支給する。</p> <p>注 前回までの会員期間について、昭和49年3月31日以前に係るもの、及び平成3年10月1日から平成10年3月30日までの間の退会において会員期間通算の承認を受けているものについては、前回までの会員期間を合算した会員期間に応じた退会金を支給する。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>会員期間</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1年以上</td> <td>5,000 円</td> </tr> <tr> <td>3年未満</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3年以上</td> <td>10,000 円</td> </tr> <tr> <td>5年未満</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5年以上</td> <td>30,000 円</td> </tr> <tr> <td>10年未満</td> <td></td> </tr> <tr> <td>10年以上</td> <td>50,000 円</td> </tr> <tr> <td>15年未満</td> <td></td> </tr> <tr> <td>15年以上</td> <td>100,000 円</td> </tr> <tr> <td>20年未満</td> <td></td> </tr> <tr> <td>20年以上</td> <td>200,000 円</td> </tr> <tr> <td>25年未満</td> <td></td> </tr> <tr> <td>25年以上</td> <td>300,000 円</td> </tr> <tr> <td>30年未満</td> <td></td> </tr> <tr> <td>30年以上</td> <td>350,000 円</td> </tr> <tr> <td>35年未満</td> <td></td> </tr> <tr> <td>35年以上</td> <td>400,000 円</td> </tr> </tbody> </table>	会員期間	金 額	1年以上	5,000 円	3年未満		3年以上	10,000 円	5年未満		5年以上	30,000 円	10年未満		10年以上	50,000 円	15年未満		15年以上	100,000 円	20年未満		20年以上	200,000 円	25年未満		25年以上	300,000 円	30年未満		30年以上	350,000 円	35年未満		35年以上	400,000 円	退会金請求書 扶養家族でない会員の遺族が請求する場合は戸籍謄本
会員期間	金 額																																						
1年以上	5,000 円																																						
3年未満																																							
3年以上	10,000 円																																						
5年未満																																							
5年以上	30,000 円																																						
10年未満																																							
10年以上	50,000 円																																						
15年未満																																							
15年以上	100,000 円																																						
20年未満																																							
20年以上	200,000 円																																						
25年未満																																							
25年以上	300,000 円																																						
30年未満																																							
30年以上	350,000 円																																						
35年未満																																							
35年以上	400,000 円																																						
退 会 記 念 品	20年以上会員であった者が退会（死亡退会を除く）したとき	30,000円程度の記念品（旅行券）	退会記念品請求内申書（所属所長内申）																																				

(資料2)

共済組合員資格喪失後の短期給付の概要

給付の種類	支給要件	支給額	請求書類
出産費	1年以上組合員であった者が退職後6か月以内に出産したとき。ただし、健康保険等の被保険者となったときは支給されない。	350,000円 (108頁参照)	○出産費請求書 健康保険等の被保険者でないことがわかるもの 他 108頁参照
埋葬料	組合員であった者が退職後3か月以内に死亡したとき。ただし、健康保険等の被保険者となったときは支給されない。	50,000円 被扶養者であった者以外の者が埋葬を行った場合上記の額の範囲内で埋葬費用相当額	○埋葬料請求書 〔添付書類〕 埋火葬許可証の写 埋葬を行った者の場合は埋葬費用の領収書 健康保険等の被保険者でないことがわかるもの
傷病手当金	1年以上組合員であった者が退職時に傷病手当金を受けているとき。ただし、健康保険等の被保険者及び傷病手当の額を超える退職又は老齢を給付事由とする年金、障害共済年金又は障害一時金受給者となったときは支給されない。	退職時の給料日額の3分の2×1.25 (退職しなかったとすることができる期間限度)	○傷病手当金請求書 〔添付書類〕 健康保険等の被保険者でないことがわかるもの 障害共済年金等の受給者の場合は当該年金証書の写
出産手当金	1年以上組合員であった者が退職時に出産手当金を受けているとき。ただし、健康保険等の被保険者となったときは、支給されない。	退職時の給料日額の3分の2×1.25 〔出産の日(出産の日が出産の予定日後であるときは、出産の予定日)以前42日(多胎妊娠の場合は98日)から出産の日後56日又は退職しなかったとしたならば受けることができる期間限度〕	○出産手当金請求書 〔添付書類〕 健康保険等の被保険者でないことがわかるもの

(参考) 任意継続組合員の短期給付

退職の日の前日まで引き続き1年以上組合員であった者が、退職後本人の申し出により、2年間に限り、現職中と同様の短期給付(傷病手当金、出産手当金、休業手当金、育児休業手当金、介護休業手当金を除く。)等を受けることができる。(18頁参照)

(参考)

(1) 医療給付の概要

共済組合が医療機関へ支払い	自己負担(病院の窓口で支払)			
療養の給付 療養費 (組合員) 70歳未満7割 70歳以上8割 (一定以上所得者7割)	(組合員)療養に要した費用のうち 70歳未満3割 70歳以上2割(一定以上所得者3割) (被扶養者)療養に要した費用のうち 6歳未満乳幼児医療費公費負担制度により原則窓口負担なし 70歳未満3割 70歳以上2割(70歳以上一定以上所得者の被扶養者3割)			
家族療養の給付 家族療養費 (被扶養者) 6歳未満8割(注) 70歳未満7割 70歳以上8割 (70歳以上一定以上所得者の被扶養者7割)	自己負担の区分	高額療養費(注)	一部負担金払戻金 家族療養費附加金	共済組合が 給付しない額
	1件につき20,000円を超える 場合	47頁参照	自己負担額 - 20,000円 100円未満切捨	20,000円 (40,000円)と 100円未満の額 (互助組合から 2,500円を控除 して療養補助金 を給付)
	世帯合算(注)を行わず高 額療養費が支給される場合		自己負担額 - 高額療養費 - 20,000円 100円未満切捨	
世帯合算を行い高額療養費 が支給される場合		自己負担合算額 - 高額療養 費 - 40,000円 100円未満切捨		
入院時食事療養費 食事療養に要した費用 の額 - 標準負担額				標準負担額 1食 260円
備考	原則として受診月の翌々月末日に組合員名義の申出預金口座に送金(自動給付)			

注 高額療養費は法定給付であるが、後から給付されるためこの表では便宜上このように記載している。ただし、70歳以上の高齢受給者が入院し、医療費が限度額を上回った場合には、限度額62,100円を超える額は現物給付となる。

世帯合算については、48頁のイ、ウを参照すること。

6歳に達する日以後の最初の3月31日まで。

(2) 医療給付の計算例

一般組合員(給料424,000円未満の者)の場合

ア 組合員(70歳未満) 入院15日

総医療費 650,000円

食事療養費 28,700円(1食700円×41食)

共済組合給付金(現物支給)	医療機関等の窓口での支払額			入院時食事療養費標準負担額 (自己負担)
療養の給付(7割) 650,000円×0.7=455,000円	自己負担分 3割 650,000円×0.3=195,000円			260円×41食 =10,660円
	事後給付(現金給付)			
	高額療養費 (共済組合)	一部負担金払戻金 (共済組合)	療養補助金 (互助組合)	
入院時食事療養費 (700円-260円)×41食= 18,040円 (現物給付)	111,070円	63,900円	17,530円	
	195,000円 - {80,100円 + (650,000円 - 267,000円) ×0.01} =111,070円	195,000円 - 111,070円 - 20,000円 = 63,930円 (100円未満切捨)	195,000円 - 111,070円 - 63,900円 - 2,500円 = 17,530円	
			{自己負担額 2,500円}	

高額療養費の積算式：自己負担額 - { 80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 0.01 }
 上記の他，入院附加金7,500円が支給される。(500円 × 15日) 《入院5日以上》

- イ 被扶養者 (6 歳以上 7 0 歳未満) 通院 (同一医療機関へ一月 3 回通院)
- 1 日目 医療費 28,000円
 - 2 日目 医療費 28,000円
 - 3 日目 医療費 18,500円
 - 計 74,500円

共済組合給付金(現物支給)	医療機関等の窓口での支払額	
家族療養の給付 (7 割) 74,500円 × 0.7 = 52,150円	自己負担分 3 割 74,500円 × 0.3 = 22,350円	
	事後給付 (現金給付)	
	家族療養費附加金 (共済組合)	療養補助金 (互助組合)
	2,300円	17,550円
	22,350円 - 20,000円 = 2,350円 (100円未満切捨)	22,350円 - 2,300円 - 2,500円 = 17,550円 (自己負担額 2,500円)

上位所得組合員 (給料424,000円以上の者) の高額療養費 (共済組合) の積算式

- ・ 自己負担額 { 150,000円 + (総医療費 - 500,000円) × 0.01 }

(3) 療養の給付等の医療給付金の支給事務処理の概要

○例：4月診療の場合

